



## 年金

保険料の納め忘れは  
ありませんか？

— 国民年金保険料の未納を  
放置すると強制徴収される  
ことがあります —

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられない場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金などについても受けられない場合があります。

保険料は、各金融機関や社会保険事務所のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。

社会保険事務所では、皆さんの年金受給権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合、「ご自宅への訪問」や「電話」により納付のご案内をしています。

なお、一定の所得がありながら再三の納付督促にも応じない方に対して、最終催告状の送付を行っています。さらに督促状を発行しても指定期限までに納付されない方につ

いては、強制徴収（差押え）を実施しています。

戸別訪問によるご案内	電話によるご案内
社会保険事務所職員や非常勤の国家公務員である「国民年金推進員」が身分証明書を携帯のうえ各家庭を訪問し、制度の説明や納付の相談を行っています。	社会保険事務所職員や国が委託した民間業者が、電話により納付の案内を行っています。なお、委託には徹底した守秘義務が課せられており、個人の年金情報は守られています。

※ 戸別訪問や電話でのご案内は、平日だけでなく休日や夜間にも随時実施しています。

## 年金相談の時間延長と 休日相談のご案内

愛媛県内の社会保険事務所では、次のとおり、年金相談時間の延長及び休日における

年金相談を実施しています。平日や昼間に相談できない方は、ぜひご利用ください。

■ 毎週月曜日の時間延長の年金相談

毎週月曜日は、19時まで時間延長して、年金相談を実施しています。

(注) 月曜日が祝日の場合は、火曜日または直後の開庁日となります。

■ 休日開庁による年金相談

毎月第2土曜日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。平日に来訪できない方は、「休日開庁による年金相談」をぜひご利用ください。

※ 開庁時間 9時30分～16時まで（通常の平日の相談時間は、8時30分～17時15分です）

## 「年金相談の時間予約」を 受付けています

年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受付けています。

あらかじめ、相談希望日の前日までに、ご都合のよい日・時間を電話などで社会保険事務所までお申込みください。

## 12月の納税

固定資産税 第3期  
国民健康保険税 第6期  
納期限は12月25日(火)  
納期限内にお納めください。

口座振替日は  
12月25日(火)  
～ 税金は ぼくらの幸せ 守るもの ～

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎ 925-5175

役場町民課住民係

☎ 985-4106

## 生活環境

### 年末年始のごみ収集日程 について

12月30日(日)から1月3日(木)まで、ごみの収集は休みとなりますので、ご協力をお願いします。

ごみの収集は、各戸配布しています『平成19年度ごみ・資源物収集日程カレンダー』

のとおりです。休み期間中は、ごみを出さないようお願いいたします。

## 年末年始のし尿くみ取り 依頼はお早めに

年末年始は、し尿のくみ取りの依頼が多く、混雑が予想されますので、早めに依頼してください。松前清掃協同組合(☎985-0207)又は直接業者に依頼し、そのときに、し尿のくみ取りの予定日も確認してください。

瀬戸衛生社

☎ 984-5134

第一衛生社

☎ 984-1169

大塚衛生設備

☎ 984-1925

松前衛生社

☎ 984-7981

